

港区台場シャトルバス運行事業 審査基準書

本審査基準は、港区台場シャトルバス運行事業における公募型プロポーザル方式による運行事業者選定のための審査に適用します。

1 審査方法

(1) 審査体制

審査は、「港区台場シャトルバス運行事業候補者選定委員会設置要綱」に定めた「港区台場シャトルバス運行事業候補者選定委員会」が行います。

(2) 選考方法

公募型プロポーザル方式により、港区台場シャトルバス運行事業において、港区が予定する事業の実現に最も適した提案を行った事業者を事業候補者として選定します。

そのため、次の二段階方式の審査を行います。

ア 一次審査（書類審査）

提案書等に基づき、二次審査選定対象者を 2～3 者程度に選定します。

イ 二次審査（書類審査及びヒアリング審査）

一次審査を通過した事業者について、提出された提案書等に基づき提案説明会（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施して、本事業の事業候補者を選定します。

(3) 配点

各選定における配点（満点）は次のとおりとし、これら項目の合計点数により事業候補者を選定します。

審査事項	配点
一次審査	700 点
二次審査	300 点
合計	1,000 点

2 審査項目

(1) 一次審査

基本的事項（配点 75 点）：基本的な考え、要件適合度、提案書の記載

事業の実施（配点 75 点）：業務実施スケジュール、実施体制と要員、人事管理と安全性

運行計画（配点 200 点）：車両計画、車庫・営業所、運行改善計画（ダイヤ・便数・経路等）

非常時対応（配点 75 点）：繁忙期対策、災害や通行止め等の対応、危機管理体制

国際化（配点 25 点）：多言語対応、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会対応

経営計画（配点 250 点）：利用促進策、黒字化の見通し、区補助金の金額

(2) 二次審査

提案の積極性、内容の整合性、説明内容の信頼性、提案内容の実現性、課題解決力、要員計画、スケジュール、その他提案内容について（配点各 37.5 点）